

1/2判定に用いる分母・分子

前提: 年金保険者から通知される年金額とは、年度途中の新規裁定であっても、12ヶ月分に相当する額が通知される。

支払回数割保険料(税)額の合算額が、年金保険者から通知される年金額を6で除して得た額の1/2に相当する額を超える場合、当該被保険者に係る国保保険料(税)又は後期高齢者医療保険料の特別徴収は行わない。

$$\frac{\text{支払回数割年金額}}{\text{※1}} \times \frac{1}{2} < \frac{\text{合算支払回数割保険料(税)額}}{\text{※2}}$$

$$\left(\frac{1}{2} < \frac{\text{合算支払回数割保険料(税)額}}{\text{支払回数割年金額}} \right)$$

となる場合は、国保又は後期高齢に係る保険料(税)の特別徴収は行わず、普通徴収の方法により保険料(税)を徴収する。

※1 支払回数割年金額＝年金保険者から通知される年金額／6

注) 支払回数割年金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

※2 合算支払回数割保険料(税)額＝介護支払回数割保険料額＋国保(後期高齢)支払回数割保険料(税)額
<支払回数割保険料(税)額は、端数処理に使用される金額欄1(当該依頼に係る最初の特別徴収金額)を利用>

なお、仮徴収期間4月から9月までの間に特別徴収を開始する者については、支払回数割保険料額の見込額の合算額にて1/2判定を行うこととなる。